



申告相談会日程表

2月15日(月)～
3月15日(火)
ですよ～

2月15日(月)～3月15日(火)の下記日程で市県民税申告相談会を行います。譲渡所得・青色申告を除いた所得税の確定申告も受け付けますので、忘れずに申告してください。

なお、申告期間中は税務課窓口で確定申告の受け付けを行いませんので、地区ごとの会場にお越しください。

〔綾歌地区〕

とき	地区	場所	受付時間
2月15日(月)	岡田上	栗熊コミュニティセンター 3階多目的ホール	午前9時～午後4時
2月16日(火)	岡田西		
2月17日(水)	岡田東		
2月18日(木)	岡田下		
2月19日(金)	栗熊東		
2月22日(月)	栗熊西		
2月23日(火)	富熊(富士見坂以外)		
2月24日(水)	富熊(富士見坂)		

〔飯山地区〕

とき	地区	場所	受付時間
2月15日(月)	上法軍寺	飯山市民総合センター 4階多目的ホール	午前9時～午後4時
2月16日(火)	下法軍寺		
2月17日(水)	東小川		
2月18日(木)	西坂元・真時		
2月19日(金)	川原		
2月22日(月)	東坂元		
2月23日(火)			
2月24日(水)			

〔本島地区〕

とき	地区	場所	受付時間
2月29日(月)	小阪、大浦、福田、尻浜、生ノ浜	本島市民センター	午前9時～正午
	泊、甲生、笠島		正午～午後4時半
	牛島	牛島集会場	午前9時～11時半

〔広島地区〕

とき	地区	場所	受付時間
2月29日(月)	市井、青木、甲路、釜の越	広島市民センター	午前10時半～午後1時
	江の浦、立石、茂浦		午後1時～5時
	小手島	小手島漁民シンポジウム	午前9時半～11時半
	手島	手島自然教育センター	午後1時半～4時半

〔旧丸亀地区〕

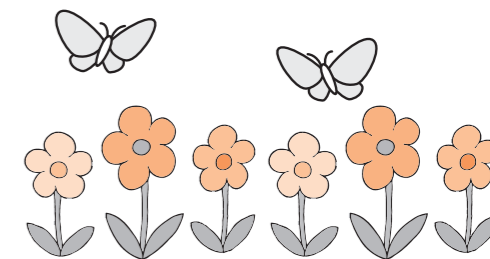
とき	地区	場所	受付時間
2月25日(木)	川西	川西コミュニティセンター	午前9時～午後4時
2月26日(金)	飯野	飯野コミュニティセンター	
3月1日(火)	郡家、三条	JA丸亀支店	
3月2日(水)	垂水	垂水コミュニティセンター	
3月3日(木)	津森、今津、中津	丸亀市役所別館 5階会議室	
3月4日(金)	土器		
3月7日(月)	山北、柞原、田村、原田		
3月8日(火)	城西、金倉		
3月9日(水)	城北、新田		
3月10日(木)	城坤、城乾、原田団地		
3月11日(金)	市内全域 (綾歌、飯山地区含む)		
3月14日(月)			
3月15日(火)			

市役所別館が申告会場の日は、構内駐車場の混雑が予想されます。満車の場合は市営駐車場(2時間無料)をご利用ください。



平成28年度 市県民税申告のお知らせ

税務課市民税担当 ☎24-8857



申告が必要な人

平成28年1月1日現在、丸亀市に住所があり、勤務先から給与支払報告書、年金支払元から公的年金等支払報告書が提出されている人や、税務署に確定申告書を提出する人を除く、下記の人は申告が必要です。



- 農業、営業、不動産などの収入がある人
- 生命・損害保険などの保険金を受け取った人
- 医療費控除など各種控除を受ける人
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者で所得がない人
- 手続きのため所得証明書などが必要な人
- 遺族・障害年金や失業保険など非課税所得のみの人
年金収入が400万円以下で確定申告が不要な人も、市県民税算定のため各種控除を申告してください。

こんな人も忘れずに申告してください

- 所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除の金額がある人は、市県民税の所得割で控除を受けるため、3月15日までに確定申告や年末調整で控除の申告をお願いします。
- 上場株式等の配当や譲渡所得などについて、納税者の選択で確定申告をした場合、翌年度の市県民税の所得割から配当割・株式譲渡所得割を税額控除します。忘れずに申告してください。
- ふるさと納税で、ワンストップ特例を利用予定の人が確定申告する場合、ワンストップ特例が適用されませんので、確定申告で寄附金控除の申告をしてください。



申告しましー
しましー



申告相談に必要なもの

- ◆ 印鑑
- ◆ 所得金額が分かる資料
 - 給与、年金の源泉徴収票
 - 保険金、個人年金の支払明細書
 - 農業、営業、不動産などの収入と必要経費が分かるもの(領収書や収支内訳書、減価償却計算資料など)
- ◆ 控除を受けるための資料
 - 国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの控除証明書や領収書
 - 国民年金保険料の控除証明書
 - 平成27年中に支払った医療費の領収書
 - 個人年金、生命・地震保険などの控除証明書
 - 障害者手帳、療育手帳
 - 寄附金の受領証明書
 - 住宅借入金等特別控除を受ける人は、住民票の写し、登記事項証明書、借入金年末残高等証明書、工事請負契約書や売買契約書の写し
- ◆ その他
 - 所得税の振替納税や還付を受ける人は、申告者本人の通帳と届出印
 - 税務署から届いた確定申告書(一部の人)
 - 昨年申告した人は、昨年の申告書や収支内訳書の控え



丸亀税務署からお知らせ

丸亀税務署 ☎23-2221

税務署では、申告書・収支内訳書などの提出書類について、ご自分で作成し、「e-Tax」や郵送などで早めに提出していただくことをお勧めしています。

「e-Tax」ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

また、下記のとおり申告会場を設置し、記載方法のアドバイスを行っています。

日時 2月1日(月)～3月15日(火)
午前9時～午後4時
(土・日曜、祝日を除く)
場所 丸亀税務署